



「平成30年7月豪雨災害義援金」の 受付期間を延長します。

平成30年7月の豪雨により各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の災害の発生に伴い、被災された方々を支援することを目的に、令和元年6月12日現在、次の共同募金会において義援金募集を実施されており、引き続き支援が必要なことから一部の共同募金会において受付期間が延長されました。

つきましては、佐賀県共同募金会においてもその延長に併せ、同義援金の受付期間を延長しますので、お知らせいたします。

記

1. 義援金の名称と募集期間、義援金募集中の共同募金会

名称：「平成30年7月豪雨災害義援金」

期間：平成30年（2018年）7月10日（火）から

令和2年（2020年）6月30日（火）まで

【募集中の共同募金会（6月12日現在）】

- ・中央共同募金会（義援金募集中の共同募金会へ按分して配分）
- ・岡山県共同募金会
- ・愛媛県共同募金会
- ・広島県共同募金会

2. 義援金の受け入れについて

（1）直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局（佐賀市鬼丸町7-18 県社会福祉会館内）のほか、市町支会（社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

（2）金融機関で送金される場合

次頁の本会指定口座に送金いただき、本会で取りまとめ義援金募集実施先に送金します。佐賀銀行の本店・支店すべての窓口に準備される当義援金の専用振込票を使用いただければ手数料無料で送金いただくことができます。

窓口にて「平成30年7月豪雨災害義援金」送金の旨をお申し出ください。

なお、義援金募集実施先の中から送金先を指定して寄付することが可能です。

佐賀銀行の振込票を現在募集中の義援金募集実施先ごと（現在4か所分）に準備していますので、希望する送金先あての振込票を使用してください。

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 102092	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

3. 義援金の送金について

【義援金送金先県の指定がない場合】

義援金送金先の指定がない義援金は、中央共同募金会あてに送金いたします。

中央共同募金会で取りまとめられた義援金は、義援金募集を実施している被災県共同募金会に対して、被災状況に応じて按分され送金されます。

【義援金送金先の県を指定された場合】

義援金送金先の県を指定された義援金は、本会が取りまとめのうえ、該当被災県共同募金会へ送金いたします。

4. 義援金の配分について

共同募金会を通じて届けられた義援金は、被災地それぞれの共同募金会や行政等を通じて被災者に配分されます。

5. 義援金の税制上の優遇措置について

共同募金会で取り扱う義援金については、税制上の優遇措置（所得税・法人税）が受けられます。希望される場合は、義援金送金先の共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

（問い合わせ先）社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号 / TEL 0952-23-4996